

(案)

平成31年度からの新生児聴覚検査の実施に関するQ&A

※このQ&Aに関するご質問については、医療機関の所在する区市町村にお問合せいただくよう、お願いいたします。

平成30年12月 日

1. 新生児聴覚検査の実施について

Q1 今回、新生児聴覚検査の公費負担が開始された理由は何か。

A 聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要であるため。

平成28年3月29日付厚生労働省通知で新生児聴覚検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図るよう市町村（特別区を含む。以下同じ。）対し、取り組みの充実を求めている。

Q2 検査については必ず実施しなければならないのか。

A 検査の目的や必要性を保護者に説明して、実施していただくようお願いしたい。また、機器を保有していない分娩施設においては、実施可能な施設の案内をお願いしたい。自治体においては、新生児聴覚検査の目的や検査方法等について、保護者又は関係者等に対して、母子健康手帳の交付等の機会を通じて周知徹底を図る予定である。

(参考)産婦人科診療ガイドライン産科編 2017 P417 - P420 では、聴覚スクリーニング検査の実施は、ガイドライン 2014 推奨 C から推奨 B に変更。聴覚障害については、早期の診断・介入がコミュニケーション能力・QOL 向上につながるため、新生児早期（生後第3～5日齢）に機器を用いた聴覚スクリーニングを行うことが望ましいと記載されている。

Q3 新生児聴覚検査の機器を保有していない分娩施設（助産所を含む）はどうしたらよいか。

A 他院出生児の検査が受けられる施設を、出産前に案内いただきたい。施設一覧は、東京都HP（項目 URL・・・・）に掲載。他院出生児の検査が可能な施設においては、全ての新生児を対象として検査を実施することが重要であるため、出来る限り協力をお願いしたい。特に、助産所においては、医療機関等の情報が限られる可能性があるため特段の配慮をお願いしたい。

2. 公費負担制度について

Q4 各自治体では、新生児聴覚検査の公費負担制度についてどのように周知するのか。

A 新生児聴覚検査の公費負担制度について、保護者又は関係者等に対して、母子健康手帳の交付等の機会を通じて周知徹底を図る予定である。医療機関においては、自治体（東京都？）から送付されるポスターを掲示して周知に協力をお願いしたい。

Q5 検査受診票は、いつから使用されるのか。公費負担制度を適用するのは、いつからか。

A 平成31年4月1日以降に出生した児に使用可能となる。4月1日以降に妊娠届を出した妊婦に交付されるが、3月31日以前に母子健康手帳を交付された妊婦から出生した児についても対象となるため、医療機関において、住所地自治体での交付を案内いただきたい。※自治体から送付されるポスターの掲示をお願いしたい。住所地自治体の連絡先一覧は東京都 HP URL・・・・・・に掲載。

Q6 公費負担額はいくらか。

A 3,000円である。検査項目で公費負担額を超えた場合には差額を保護者より徴取いただきたい。

Q7 新生児聴覚検査を実施するにあたって、公費負担対象となる検査方法は何か。

A 自動聴性脳幹反応（自動 ABR）、耳音響放射（OAE）である。どちらの検査でも公費負担額は同額である。

Q8 検査受診票を交付されていない場合、公費負担は可能か。

A 検査受診票を使用した場合にのみ、公費負担を行うため、交付されていない妊婦・産婦については、住所地自治体を案内いただきたい。
自治体担当部署：東京都 HP URL・・・・・・に掲載。

Q9 新生児聴覚検査の初回検査（1回目）の結果がリファーで、確認検査を同じ施設で行う場合、公費負担になるのか。

A 初回検査のみが公費負担となる。2回目以降の検査は、公費負担の対象とならない。

Q10 検査受診票の有効期間はいつまでか。

A 生後 50 日に達する日まで（生まれた日を 0 日として起算し 50 日まで）である。

Q11 生後 50 日を超えて検査をした場合は、公費負担はどうか。

A 生後 51 日より公費負担の対象ではないため、新生児聴覚検査受診票は使用できない。新生児聴覚検査の公費負担制度について、保護者又は関係者等に対して、母子健康手帳の交付等の機会を通じて周知徹底を図る予定である。医療機関においては、自治体（東京都？）から送付されるポスターを掲示して周知に協力をお願いしたい。

Q12 早産児の場合も、受診票は使用できるのか。

A 保険診療以外での自動 ABR または OAE の機器で検査をした場合のみ、受診票は使用できる。

3. 新生児聴覚検査の実施について

Q13 検査機関における受診票の記載の仕方はどうか。

A 記載手順は以下の通りとする。

(1) 出産日、出産週数、出生時体重を記載する。

(2) 検査結果は、使用した機器の「1. OAE」または「2. 自動 ABR」のどちらかを○で囲み、右耳、左耳それぞれ「1. パス」または「2. リファア」のどちらかを○で囲む。

※初回検査の結果がリファアで確認検査をした場合、確認検査の結果（最終結果）を記載していただきたい。初回検査 OAE で、確認検査自動 ABR の場合は、どちらの記載も可能である。

(3) 総合判定は、パスの場合は、「1. 異常を認めない」を○で囲む。リファアの場合は、「2. 耳鼻科受診が必要」を○で囲む。「3. その他」は 1. 2 以外で必要な情報があれば記載し、1. または 2. と重複しても構わない。

(4) 区市町村への連絡事項は、パスの場合は、記載不要である。リファアの場合は、「1. 訪問指導を要する」及び「3. 要精密検査」を○で囲む。紹介先の有無も○で囲む。紹介先が決まっていない場合は、自治体より保護者に案内する。

※大学病院等で、同施設内の耳鼻科受診する場合は、「2. 当院にて治療・指導」を○で囲む。「4. その他」は 1. 2. 3 以外で必要な情報があれば記載し、1. 2. または 3 と重複しても構わない。

Q14 新生児聴覚検査の結果は、保護者にどう伝えるのか。

A 結果について説明し、新生児聴覚検査受診票（乙）を保護者に渡していただきたい。保護者に同意を得た上で、母子健康手帳 P17 に検査結果を記録する、または検査結果のシールを貼付していただきたい。シールは感熱紙のため、数年経過すると文字の明瞭度に変化がでることがある。

Q15 新生児聴覚検査で、初回検査の結果がリファーとなった場合どうするのか。

A 国の通知（雇児母発第 0129002 号 平成19年1月29日〔改正経過〕平成28年3月29日 雇児母発 0329 第2号）において、分娩取扱機関で新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後3日以内に行う初回検査の結果、リファー（要再検）のケースについては、おおむね生後1週間以内に確認検査を行うこととなっているため、対応をお願いしたい。確認検査でパスの場合は、総合判定は「1. 異常をみとめない」となる。Q13を参照に記載をお願いしたい。

Q16 新生児聴覚検査で、確認検査の結果がリファーだった場合、どうするのか。連絡先の自治体はどこになるのか。

A まず、精密検査が必要なことを保護者に伝える。この時点で、難聴と診断しているわけではないため、誤解を招くことのないように配慮いただきたい。精密検査機関受診については、自治体から精密健康診査受診票（精健票）が発行されるので、自治体からの連絡があることを伝える。また、新生児聴覚検査受診票に記載されている内容について、保護者の住所地自治体に速やかに連絡をお願いしたい。同施設内の耳鼻科受診する場合についても同様に住所地自治体に連絡をお願いしたい。自治体の担当部署は東京都 HP URL・・・・・・に掲載。自治体とは、保護者の住所地自治体のことである。

Q17 新生児聴覚検査の初回検査の結果がリファーとなった場合、確認検査を同じ施設で行う必要があるのか。

A Q15を参照をお願いしたい。ただし、入院期間の日数等により、1週間以内に確認検査が行えない場合は、初回検査後、Q16の対応をお願いしたい。

Q18 新生児聴覚検査の結果がリファーだった場合、どういう方法で、自治体に連絡するのか。

A 新生児調査受診票に記載されている内容について、保護者の住所地自治体に速やかに連絡をお願いしたい。同施設内の耳鼻科受診する場合についても同様に連絡をお願いしたい。連絡方法は、電話・FAX・郵送による。FAXは新生児聴覚検査受診票（甲）の左下の

保護者の住所・母の氏名及び電話番号の一部をマスキングして、誤送信による個人情報の流出防止を行っていただきたい。郵送については、新生児聴覚検査受診票（甲）のコピー送付をお願いしたい。自治体の担当部署は東京都 HP URL・・・・・・に掲載。受理後自治体より連絡が入る場合は、対応に協力いただきたい。

Q19 新生児聴覚検査の結果がリファアだった場合、自治体に連絡した後の流れはどうなるのか。

A 受理後自治体より連絡が入る場合は、対応に協力いただきたい。また、連絡を受けた自治体は、保護者と連絡を取り、支援を開始する。精密検査機関が決まっていない場合は、自治体は保護者と相談して受診先を決定する。精密健康診査受診票（精健票）を交付して、受診を促す。精密健康診査受診票（精健票）と保険証・乳児医療証を持参して医療機関を受診する。精健票を使用できない医療機関を受診する場合は、紹介状を自治体が発行する。

Q20 精密検査機関とは何か。

A 「新生児聴覚スクリーニング後の精密聴力検査機関」とは、小児の難聴医療に精通している耳鼻咽喉科の専門医がいて、小児難聴の診断が十分にできる環境である（検査機器や人材など）日本耳鼻咽喉科学会が指定した医療機関
平成28年3月18日現在、都内13施設、全国163施設あり
二次検査機関とは、日本耳鼻咽喉科学会東京支部が指定した医療機関？

Q21 精密検査機関で行った結果については自治体に連絡するのか。

A 精密検査を行った担当医師が、精健票の下部の「所見又は今後の処置」の欄を記載して乙（費用請求票）及び丙票（区市町村発行控用）を提出する。また、難聴（疑いを含む）場合はろう学校等の療育機関を案内いただきたい。

Q22 難聴の原因の1つにサイトメガロウイルス（CMV）感染があるが、リファアの場合、検査をする必要があるのか。

A 生後3週間以内の尿検査によって診断するため、入院中にぜひ行っていただきたい。新生児尿を用いたCMV核酸検査は、2018年1月より保険適応となった（保険点数800点）。検査結果が陽性だった場合は、精密検査が可能な大学病院等の小児科へ紹介いただきたい。なお、この保険診療はCMV感染のスクリーニング検査としては使用できない。

4. その他

Q23 生活保護受給世帯の場合の新生児聴覚検査の対応はどうか。

A 生活保護受給世帯（非課税世帯および中国残留邦人等支援給付世帯を含む）の場合は、保健指導票を使用して新生児聴覚検査を実施が可能である（公費負担による新生児聴覚検査実施施設が全て、保健指導票を使用できるとは限らない）。保健指導票を使用する場合も、新生児聴覚検査受診票と同一検査内容である。検査結果を空欄に記載することをお願いしたい。

※ 非課税世帯の場合も、保健指導票を使用する場合がある。

Q24 保健指導票を使用して新生児聴覚検査をし、リファードだった場合の対応はどうか。

A Q16、Q18に準じて、自治体へ連絡いただきたい。

Q25 Q24の場合、自治体に連絡した後の流れはどうか。

A 連絡を受けた自治体は、保護者と連絡を取り、支援を開始する。精密検査機関が決まっていない場合は、保護者と相談して受診先を決定する。生活保護受給世帯（中国残留邦人等支援給付世帯を含む）の場合は、母子担当部署が紹介状を交付するとともに、生活保護担当部署より、医療券を交付して、精密検査医療機関（精密検査施設が全て、医療券を使用できるとは限らない）を受診する。また、非課税世帯の場合は、Q19の対応となる。